平成２６年（フ）第７号
鹿児島県出水市緑町43番37号、前住所鹿児島県出水市米ノ津町９番３号
債務者　松本　高文
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
宮城県大崎市古川荒谷字本町東１番地
債務者　千葉　　強
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１号
茨城県牛久市中央４丁目20番地13、前住所茨城県牛久市上柏田２丁目13番地１　ヴィラ・エトレンヌⅢＤ102
債務者　宮澤　昌美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２号
茨城県取手市戸頭779番地30―２Ｆ―１号
債務者　永井栄一郎
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６号
茨城県取手市藤代196―12、住民票上の住所茨城県取手市宮和田1878番地
債務者　鈴木　　滋
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
茨城県龍ケ崎市長沖町1664番地
債務者　髙谷　充雄
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
福井市豊岡１丁目２番８号　リバーハイツ102号室、旧住所福井市豊岡１丁目11番10号第三ハイツＢ棟202号室
債務者　結城　秀則
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
福井市文京６丁目24番22号　文京ホームズ205号、旧住所福井市文京６丁目24番22号文京ホームズ105号
債務者　兼田　和典
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
福井県越前市上真柄町第45号15番地
債務者　木水　正三
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
福井県敦賀市岡山２号702番地　岡山町２丁目
債務者　田嶋　　登
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２４号
長野県松本市筑摩４丁目13番16号　コーポ嵯峨野１―Ｂ
債務者　山﨑　義孝
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２８号
長野県松本市大字里山辺3877番地１　Ｂｅイング
債務者　鈴木　健三
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７号
長野県飯田市上郷黒田105番地３　市営住宅60―２号
債務者　中島　千鶴
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７号
兵庫県たつの市揖西町小神124番地５　サンガーデン小神208
債務者　新坂　悦子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第９号
徳島市応神町古川字戎子野139番地の12、旧住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地64番地７
債務者　川口　　均
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
徳島県鳴門市大麻町大谷字山田11番地４、旧住所香川県高松市香西東町220番地４
債務者　大橋　敏明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
徳島県鳴門市大津町吉永71番地21
債務者　前田　麻子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部